意見第 6 号

給付型奨学金制度の創設を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年6月20日

提出者 久喜市議会議員

 川
 辺
 美
 信

 岡
 崎
 克
 巳

 杉
 野
 修

久喜市議会議長 柿 沼 繁 男 様

給付型奨学金制度の創設を求める意見書

日本国憲法第26条は、全ての国民に「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」を保障しており、教育基本法第4条は「経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定している。

日本を除くOECD(経済協力開発機構)の加盟国33カ国のうち、大学の授業料が無償の国は17カ国あり、残りの16カ国でも給付型の奨学金が制度化されている。日本の国立大学の初年度納付金の標準額が81万7,800円と高額であるにもかかわらず、国による給付型の奨学金が制度化されていない。

奨学金を利用する学生は増え続けており、2015年度予算では貸与額1兆1139億円で貸与者134万人(大学・大学院・専門学校生の2.6人に1人)であり、上限年利3%の第2種奨学金の貸与者は87万7千人と有利子奨学金が約4分の3を占めている。さらに、無利子奨学金制度では、教育職の返済免除が1998年で廃止になり、大学での研究職の免除が2004年に廃止されている。

就職難や低賃金の不安定・非正規雇用が広がる日本の社会経済状況の中で、無利子の 奨学金の返済で14年間、有利子の奨学金の返済では貸与利率3.0%が上乗せされるため 20年間かかってしまう。しかも、返済が滞ると10%の延滞金がかかり、卒業後の人生に 大きな支障を来す結果となっている。

貸与型奨学金を利用しない理由として「将来の返済が不安」と答えた学生が3分の1 に上っているという統計もある。したがって、従来の貸与型奨学金に限らず奨学金制度 の拡充が求められている。 まずは、(1)返還免除制度の拡大、(2)所得連動返還型の既卒者への適用、

(3)被災学生への緊急経済支援に万全を図ることに取り組み、一刻も早く給付型の奨学金の検討をされたい。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、現行の貸与型奨学金制度の金利引き下げを図り、経済的に苦しい立場にあり、真に学ぶ意欲のある高校生・大学生に対しては、 給付型奨学金を早急に創設されるよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて財務 大臣
対部科学大臣
厚生労働大臣